

によってでしょうけれども、敬老会というのは継続したいんだと、また少なくとも気持ちをあらわしていきたいんだというようなところが多いわけですので、そういった意味で、協力してくれとって嫌だというところは、それはなかなかないのだからと思いますけれども、ただ説明をちゃんとしないと反感を買ってしまうということです。一方ではこう言って、一方ではこう言われるということは、その受け手側からすると反感を持たざるを得ないというようなことにもつながりますので、ぜひ先ほどの負担金のことと同じように事前にきちっとした説明で、市の気持ち、地区長や隣組長への配慮、また敬老思想についてということをきちんと明確にさせていただくことをお約束いただきたいということで、そのことについてもう1回答弁いただいて私の質問を終わります。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員おっしゃるとおりに、今後は十分時間をかけ、丁寧の説明をしながら市民にご理解をいただき、一種の協働のまちづくりをこの面でも進めてまいりたいと思います。

○大道寺 信委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより会計予算の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第1号 平成20年度長井市一般会計についての質疑

○大道寺 信委員長 それでは、平成20年度長井市一般会計予算の1件について、歳入より順次質疑を行います。

まず、1款市税から12款使用料及び手数料について、質疑を行います。

一般会計予算事項別明細書では、11ページから19ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいと思います。

次に、13款国庫支出金から20款市債について、質疑を行います。

19ページから30ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいと思います。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について、質疑を行います。

31ページから49ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 38ページの負担金補助金の中で、レインボープラン推進事業補助金についてお尋ねいたします。

総務・文教の協議会の方に出されていた資料の中に内訳が書いてあります、この500万円の内訳ですね。レインボープラン認証推進事業の方で350万円、2番目はレインボープラン普及啓発推進事業で50万円、レインボープラン交流推進事業で100万円というふうになってます。そこで企画調整課長にお伺いいたしますが、市民ガイド事業というのは現在もやっていますね、レインボープラン推進協議会で。市の方に視察に来たときには無料で説明してるんだと思いますが、そちらは有料にしてるといふふうに聞いてますけれども、どうでしょうか。ここでガイド事業を50万円組むということは、1回当たりの、例えば市民団体やなんかが視察に来たときに、例えば2時間なら2時間ぐらい説明するんだと思いますね。その中で、何回ぐらいを予定

して、どういうふうに計算してこの50万円という数字が出てきたのか。500万円全部つかみ金で500万円つけたわけじゃないんだと、積算するための計算があるんだと思いますけれども、というのはボランティアガイドにこれ渡す費用だとすれば、そっちの方を無料にしてもらわないと何となくつじつまが合わないのかなというふうに思うんですが、その辺についてどんなふうに検討されてこの予算を計上なさったか、お聞かせください。

○**大道寺 信委員長** 松木幸嗣企画調整課長。

○**松木幸嗣企画調整課長** レインボープランのご指摘ありました普及啓発事業ということで、市民ガイド並びに広報の仕事であります。そちらについて、現在役所の方に来て説明していただくという部分もございます。いわゆる行政視察として議会なんかにも来ていらっしゃる場合も、それはもちろん無料でございますが、基本的にこの市民ガイドを進める上で、資料の作成でありますとか経費的な部分もやっぱり伴うものだなというふうに思っていますので、ちょっとその業務内容を、人夫といえますか、人の考え方として基本的にかかわる人間、主たる、言ってみれば事務局長的な意味合いでかかわる部分でありますとか単純作業的な意味合いも含めて50万円程度を積算したものであります。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** ちょっと私の質問と全く別のところを答弁いただいているみたいだなと思っておりますが、現在も推進協議会の中でガイドの研修受けた人が説明してるんですよね。有料でしてるんだと思います。役所の方に視察に来られた方は、もちろん役所の職員が対応してますので、無料でしてるんだと思います。このガイドの事業というのはそれぞれに、これまでの実績で何件ぐらいあって、それに対して説明をしてきているし、資料もそれなりにつくってきてるんだと思いますね、わかるように、ど

ういうようにしてるかわかりませんが。その部分というのは、これまで事務局が企画調整課の方であって、そういうところで調整をしてたわけでしょう。だから、わかっているんじゃないかと思ってるんですけども、その事務局の部分を今回はこの全部をレインボープラン推進協議会の方に委託をするというのが500万円全部の予算じゃないんでしょうか。ですから、この部分というのはもうちょっとこまかく積算しているのかなと、資料を作成するのはどれぐらい、ガイドとして、例えば30回であれば、今まで幾らとしてたかわかりませんが、幾らずつ説明費用としてもらっていたかというのかわからないですか。そういうところがあって積算したんでないかと私は考えていたんですね。ですから、もうちょっと、大づかみの答弁でなくて、私質問したことに対して1つずつ答えていただければありがたいですね。

○**大道寺 信委員長** 松木幸嗣企画調整課長。

○**松木幸嗣企画調整課長** レインボープランの説明をしていただくということで、協議会としては収入として入っています。それは、近々の予算でいきますと、レインボープランのガイド分ということで14万円ほどであります。ですので、1回1万円だとしますと、その部分が割り返しになって14回というふうな形になろうかなというふうに思っています。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 14回、入ってくるようになってるんですか。レインボープラン推進協議会に入ってくる分じゃないでしょう。レインボープラン推進協議会にガイド料って入ってきたものは、これまでも事務局はやってたって、それは役所が事務局してたんで、そこに一たん入ってきて協議会のボランティアやってくれた人にお金を渡してるということ、そういう手続きしてるんですか。そうじゃないと思うんですよ。協議会で直に受けてるんでないかと思う

+

んですね。そこはどうなんですか。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 失礼いたしました。ちょっとページ数を見間違いまして、18年度のレインボープランの市民ガイド事業ということで、特別会計を持って、収入は収入として受けてるようです。それを見ますと、決算額として89万2,000円という金額でありまして、支出の方として、おっしゃるように研修の部分、パンフレット作成の部分ということで88万円程度を支出してるということでございますので、その辺を勘案させていただいて50万円の積算にさせていただいております。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 ですから、そのガイド事業に対して50万円を支出するというわけですから、今度は説明をもらうために研修に来る人に対してその金は請求しなくなるんですかと。ここでガイドをするための費用を出すわけですから、ということは二重取りになるんですよ、研修に来た人から金をもらうというのは。そうじゃないですか。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 今、当方として今回、補助事業でさせていただくということでありますので、今回の普及啓発ということで市民ガイド事業であるとか広報活動であるとか、こちらの方はブログを協議会で作成しておりますので、その経費も含めまして50万円ということで積算させていただいております。なお、おっしゃるように全体の計画としては、歳入の方として事業収入という形で、今回のように80万円ほどでは見てないんですが、計画では14万円何がしの金額を見ているという状況です。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 この補助対象経費という中を見てきますと、賃金の部分がありますね。賃金、職員給与、社会保険料、この分がありま

すね。人を採用するということですね、ここの部分は、社会保険料も掛けるわけですから。そういうところも含めて、事務所の借上げ料もこの中にありますね。どこにどういう事務所を置いて、どういう人を置いて、この認証推進事業をしていくのかというのがなかなかこの計画書見てわからないんですね。フロー図もかいてありますけども、これもまたわかりにくいですね。

というのは、これまで企画調整課の職員がしてた部分の仕事をそっくりしてもらわなければ。そうすると、それなりの能力の人を配置しない限りできないんだと思うんです。ですから、何となくつかみでレインボープランのガイド事業と広報部会に50万円、あとレインボープランの交流事業としていろんな事業をするけども100万円と、あとは認証関係で350万円と、こういうふうに数字を出すというのはそれなりにやっぱり根拠を持っていかないと、役所の職員、今まで3人ぐらいかかわってきたんですか。3人分の仕事をこんなに簡単にできるのかなという疑問、逆に思うんですよ。その意味で、もうちょっと執行する場合にこまかく、例えばだれか研修に来たときにガイド事業としてこういうふうに補助事業の中にやってるからそこからは料金取らないだとか、取らないようにしようだとか、それでできないかだとかいう話まで詰めていかないと、ガイドするための費用の補助をして、研修に来られた方からももらって、これではやっぱりうまくないですよ。視察に来た人から言われませんか。1万円ぐらいでしょう、ガイド1回来てもらおうと、1万円ぐらいもらってると言っていましたね。どれぐらいの時間説明するかわからないけども、半日だって4時間ですからね、4時間なんて聞いたことないですけども。その意味ではあんまり、今の答弁聞いてるとこまかく練ってないようですね。委託する場合にはもうちょっとやっぱりきちっとした計画

を持った上で委託する必要があるかなというふうに思うんです。そこについてお聞かせいただいで、ここで。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 お答え申し上げます。

今回の積算の経過につきましては、基本的に今のやっける業務、おっしゃるように3名の業務がございます。この業務の配分を言ってみれば工数的に積算させていただいてると。何の業務に何人かかっていますということで、単価は当方で委託してますレインボープランコンポストセンターの単価などを使わせていただいでいただいでます。それは、基本的には1人はチーフといひますか核になる人間が1人と、あとやはりサブ的にいる人間が必要でしょうということで、ベースとしてはそういった積算を一たんさせていただいでます。ただ、総務委員会の際にもお示しなり説明させていただいたわけなんですけども、レインボープラン推進協議会自体が市の中にある組織ではなくて外郭団体でございますから、委託ということにはなじまない。しかし、財政支援は必要でしょうということで、一たん必要な経費、さらにただいま申し上げました事業収入でありますとか、認証のシールとかありますんで販売の収入あります。ということで、全体の支出の中から収入部分を一遍差っ引かせていただいきまして……。

ちょっと続けさせていただきます。支出の方から歳入に見込まれる部分を差っ引かせていただいで、さらに補助金をそのまま予算確保すればいいんでしょうけども、やっぱり各団体、やっぱり苦勞してもらってる部分があると思ひます。レインボープラン以外の団体でも非常に苦勞している部分があると思ひますんで、やはり努力目標というか、小さな額ではあります、それを設けさせていただいて全体の補助金額を、基本的には3年間ベースではじかせていただいたという形であります。

おっしゃるように、要綱の中では対象として職員給与についてもあります。これについては、認証の業務を見ますと、間もなく春先から始まるという業務がありますので、レインボー推進協議会がどういった方を雇うかどうかまでは私どもタッチはしてありませんが、そういった方の給与についても補助対象にしていきましよう。今まで補助の考え方として、賃金という考え方もあるかもしれませんが、今回継続している部分もあるだろうということも想定されますんで、給与等についても考えましようということで補助の項目にしました。

また、おっしゃる事務所、いろいろ打ち合わせする中では出てきてるようですけども、ここということやはり補助申請が出た段階で正式にあちらの方から申請ってくるものというふうに思っています。以上です。

○大道寺 信委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 ページ数、38ページ、関連で37ページにあります、38ページの委託料の市営バス運行委託料555万円と37ページの賃金で市営バス運転臨時職員賃金250万円が計上されておりますけれども、それと関連で、歳入で930万円余り総務使用料ということになります。この辺の関連について説明いたしたいというふうに思ひます。

○大道寺 信委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 市営バスにつきましては、ご案内のように西根蔵京から走ってきますバスと、もう1本、白兔から市街地、平野を経由してくる2本のバスがございます。予算の考え方ではありますが、長井蔵京線につきましては、昨年同様に委託費といたしまして555万円を委託して、西根の交通確保対策協議会に実施していただきたいというふうに思っています。残りの部分でございますが、ご指摘の賃金については、致芳・平野・公立置賜病院線ということで、ご指摘の250万円なりかけております。こちらの

+

方は委託でございませんで、直接当方がお雇いしてバスの修繕費等も見させていただいてるということでございまして、総体的な運行経費としては381万8,000円、燃料費等も含めまして考えておるところでございます。そのうち、支出の部分はそういう数字なんですけど、収入の方を見ますと、致芳・平野・公立置賜病院線については379万4,000円ということで、2万4,000円ほどの差額がございまして。この2万4,000円というのは、大変、歳入の方で、恐縮ですが、行政財産の目的外使用ということで、市営バスの車内の広告費について今回2本ほど見込ませていただいて、2万4,000円ほど見込ませていただきました。ということで、バスの使用料と広告の使用料合わせた歳入の金額で、歳出の方、運行経費を賄うというような予算の組み立てにさせていただきました。

○大道寺 信委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 委託料の方は西根蔵京のバス運行というようなことで、賃金は致芳・平野線というようなことだというふうに説明ありました。

そこで、この使用料の中ではほぼ西根のバスについてはそれなりに利用等もあり、費用対効果というような面でいけば、やはりすばらしいものだなというふうに思いますが、一方のバスについてはなかなか難しいところがあると。ただ、やっぱり経営努力によりましてそんなに大した赤字というようなことではないと今、答弁にありますけども、これが今後の市民の足の確保というような中で、集中改革プランも含めまして、総体的にいろんなところでのそうした足の要望というのも多分あると思いますけども、そうした中で、フラワー長井線とのタイアップ等々も含めながら、どのように今後の交通体系を確立していくか、市長にお聞かせをいただきたいと思っております。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

安部委員がご指摘のとおり、フラワー長井線は何としても存続させなきゃいけないというふうに思っております。一方で市民バスの運行につきましては、一部、今、フラワー長井線と並行して走ってるような形になっておりますので、その運行のあり方については、やはり駅からの2次交通をメインとして考えるべきじゃないかなというふうに思っておりますが、例えばスクールバスが市内に、南北中、6台あるわけですけども、それを日中生徒が乗らない時間帯に使ったらいいんじゃないかなんていう提案などもありますけども、その辺も含めてどういうふうにしていったらいいかという点については相当検討しなきゃいけないなというふうに思っております。ぜひ安部委員の方からもご指導いただければと思っております。

○大道寺 信委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 今後のそういった対策は大変だなというふうに私も思いますけども、やはり利用者が、市民の利用がなければ、ある程度採算ベースは度外視しても利用者が、市民の利用がないというようなところはやはりいろいろ考えていくべきじゃないかなと、存続も含めいろいろそういったところも含め、考えていくべきだと、そして新たな体系の中を考えていくということが私は大事だなというふうに思います。フラワー長井線もやはりメインとしてこれは存続していかなきゃならないものでありますので、ただその補佐的なと、第2交通というようなことではなくて、やはり市民の足をきっちり守っていくということで利用しやすいような体系をひとつ望んでいきたいなというふうに思います。そうでなければ、なかなかこの部分は、一方では住民の努力によって出してることも、ひとつですけどありますので、やはりそういったところも含めて考えていただきたいなというふうに思いますので、20年度、その以

降についても何らか進むというようなことを期待を申し上げてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大道寺 信委員長 ほかにございませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について、質疑を行います。

49ページから65ページまでであります。

ご質疑ございませぬか。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 52ページ、老人福祉費で、山形県後期高齢者医療連合療養給付費負担金2億765万1,000円が載っておりますが、これについては新しくこの後期高齢者の特別会計が今回設けられておまして、ページが272ページ、これ関係ありますので、272ページの特別徴収保険料で、その額だと思ひんですが、2億300万8,000円の保険料が載っておりますが、この差額というものは、つまりは収納率が100%だと2億765万1,000円で、そうでなくて90数%だと2億300万8,000円になるのか、その点ちょっとお聞きをいたします。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 私の方からは、52ページの広域連合への負担金でございませぬが、これは制度上、決まっております、医療費の2分の1相当額を負担することになっております。先ほどの保険税の方とは総体的にかかわりはないというふうに思ひますが、保険税については……。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 272ページの後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料並びに普通徴収保険料でございませぬが、これは、特別徴収保険料につきましては75歳以上の方の年金から計算をさせていただきますまして引かせていただくものでございませぬ。普通徴収につきましては、年金から

引き去りにならなかつた方につきましては、これまで通常の納付書で通知を差し上げまして支払いをいただくものでございませぬので、こちらの方は保険料の積算になっておりますので、先ほどの負担金とは連動するものではございませぬ。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 連動しない。しかし、実際に後期高齢者はここに払って、つまりは市としては負担金として広域連合に納めるわけでしょうけれども、つまりは、払う人は同じなんでしょう。そうでないですか。さっきちょっと試しに計算してみたんですが、保険料の方の特別会計の方ですと、94%の収納率というふうなことになるのでないかと、これは全然関係ない数字ですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

保険料で収入があった額につきましては、275ページの2款1項1目の方で支出になりますので、先ほどの負担金とはかかわりないというふうに思ひております。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 関係ないと、それは扱う人が、担当者が違うから関係ないと言へないのでしょうか、しかし説明の中では、後でも出てきますが、関連ありますから272ページについても申し上げますが、後期高齢者医療会計予算特別会計の2億300万8,000円については、収納率がこれくらいなんだと、実際には2億765万1,000円のこの負担金に対する収納率94%を掛けた数字なんだというふうな説明をお聞きしたような感じがしますが、これは全然関係ないということなんですか。そういう解釈でいいですか。

○大道寺 信委員長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 272ページの歳入につきましては、課税させていただきます保険料、それ

に對しまして収納率を見込みまして計算したものを予算として計上させていただいたものでございます。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 61ページの火葬業務委託料に関連して市民課長にお伺いしますが、自立経営対策室長か、どっちかわかりませんが、集中改革プランの中に火葬料を有料にするということが、これ平成19年度以降やりますよというふうに言ってるわけですが、これは具体的な検討に入っていらっしゃるのかどうかも含めて、これから実施年度がどこでどういう機関でどういう検討をされてどれくらいを予想されているのかなどについてお聞かせをいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

斎場の使用料につきましては、特に置賜でも有料の場所と無料の場所がございます。長井市はご存じのとおり飯豊町と共同で運営しております。参考に、白鷹町は6,000円、川西町は5,000円となっております。集中改革プランの計画を受けまして、平成20年度に飯豊町と改めて協議を行いまして、使用料を伴うとすれば21年度からの方向で検討してまいりたいというふうに現在考えております。案としては、一応白鷹町と協定を結んでおりまして、長井市が使用できなくなった場合は白鷹町で受けていただくような協定を行っております。できれば白鷹町に近い形の使用料を考えて、これから協議を行いたいというふうに考えております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 かつて有料だったと聞いているんですけども、それは有料から無料になった経過とかいろいろあると思うんですが、そこは少しお聞かせいただけませんか、どうい

ことか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

平成7年まで有料というふうにお聞きしました。当時は2,000円というふうにお聞きしております。有料から無料になった経過については詳しくは存じませんが、やはり市民の皆さん、1回は葬祭の方に行うというようなことで無料にしたのではないかと思います。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 確かに1回は行くんですけども、この有料の考え方でちょっと私は素朴な疑問があるんですが、土葬というのはできますか。選択肢としてありますか。できないということだと必ず平成21年度からは6,000円ぐらいというふうになるんですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 ちょっと先ほどの訂正申し上げます。21年度からでなく、22年度からという集中改革プランの計画でした。訂正を申し上げます。

土葬は、今の法律で土葬の方はできません。必ず斎場の方に行かなければならないというふうに思いますが、6,000円というふうに固めて協議するわけでもございませんので、その辺はこれから飯豊町と協議行いまして、適正な使用料はどうかというふうなことで、22年度から正式に使用料について決定していきたいというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 最後に聞きますけど、飯豊町と協議をして、そこで終わりですか。あとはもうゴーと。何か例えば国保なんかだと運営協議会とかあるわけですけども、そういう何かかませるみたいなどころはないんですか、この金額がどうだという中身では。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 まだ時間がございますので、

今、高橋委員からご指摘があったように、そういった協議の場をつくりまして検討していきたいというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について、質疑を行います。

65ページから75ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 71ページの19節の負担金補助金及び交付金、農地・水・環境保全向上対策共同活動支援市負担金、こういう事業が該当するかどうかお聞きしたいんですが、私のところの地区で道路をきれいにする事業推進ということで、過日の地区総会でまた決まりましたので、ことしも2回ほど実施する予定しておりますが、こういう事業は該当になりますか、農林課長。

○大道寺 信委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

道路をきれいにするというふうな事業というふうなことでございますが、市の管理ではない道路につきまして、農道等でございますけれども、そういった道路につきまして、内容によっては該当するのではないかとというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私が言ってるのは中街道なんで、市道なんですよね。地区の環境保全会の方に「ちょっとこういうの該当なるものか」と言ったらなるような向きの発言があったものですから農林課長にどうなのかということをお聞きしてるんですけど、農道ではなくて市道です。

○大道寺 信委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 市道につきましては、原則として該当はしないというふうに思っております。ただ、役割分担をしておりますして、通常、地元で管理をしているというふうな道路であった場合、該当する場合があるというふうなことでございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そうしますと、例えば平野地区環境保全会の裁量の余地はあるんですか、ないんですか、何ほかあるんですか、何ほかよ。さっぱりないのなら何したってわからないわけだけでも、それはケース・バイ・ケースによってはあり得るということでしょうか。

○大道寺 信委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

基本的に、市道につきましては、交付税対象になっておりますので難しいのではないかなと思っておりますけれども、なお詳細をお聞きしまして、県とも協議して判断していきたいと思っております。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について、質疑を行います。

75ページから87ページまでであります。

ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 商工観光課長にお尋ねいたしますが、76ページの報償費、花いっぱい推進事業報償費5万円というふうになっておりますが、今年度9万何がしの予算があって、とうとう花いっぱいコンクールを執行しなかったのですね。この5万円は何するのかと思って資料を見てみると、花植えの講習会だとか駅前通りの観光の花植えなどをするというので、どちらかという、これまでのように広く市内の

花壇などには触れないで局地的にと、こういうふうに言ってるんでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

基本的に、まち全体というふうな、花のまちづくりというふうな考え方につきましては、従来と変わるものではございません。ただ、来年度につきましては、やまがた花回廊キャンペーンというふうなこともございまして、少しまちの中心部について力を入れたいというふうにございます。報償費につきましては、その際の花植えの講習会、あるいは種々の指導、協力の謝礼というふうなことを考えております。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 5万円ばかりだからそんなにいっぱいできないことははっきりしてるわけですが、それにしても予算あってもしなかったんだから、減ればそんなことしないのが当たり前ですよ。コンクールなんてできないですよ。私、12月でそのことに触れて言っていたのは、それぞれの花をつくらしている団体の代表などで審査会みたいな格好でやっていけば結構励みになるんでないかと。今回のやつはそういうところは何もないということですね、すると。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 基本的に、景品等を伴うような形のコンクールというふうなことは予定しておりません。ただ、蒲生委員にさきにアドバイスをいただいた内容、それぞれの活動している団体がお互いに勉強し合うような、あるいは刺激をもらい合うような、あるいは技術を高め合うような形で花いっぱいのもちづくり運動に手をつなげていくような、そういったふうな事業といたしますか企画というふうなものは考えていきたいというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 次の項目に移って、同じく商工観光課長にお伺いいたしますが、その今の花いっぱい運動の上の方に、同じページの、76ページの、花観光連携まちなか活性化事業補助金45万円というのがありますね。これは私だけ初めてなのか、初めての事業なのかなというふうに思うんです。これの説明では、桜の時期は長井菓子祭り協賛事業（本町大通り商店街）、つつじの時期はあら町レトロ（あら町商店街）、アヤメの時期は七夕まつり（長井中央・大町・高野町商店街）というふうになっておりますが、この説明見ても具体的には何をするのか、あとそれぞれのところでそれぞれの団体があるんですね。これはどういうふうに内訳として積算していったのかとか、もうちょっと具体的に見えるように説明願いたいと思います。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

花観光連携まちなか活性化事業でございますが、20年度に新しく創設をさせていただいた事業でございます。従来の花観光のシーズンに市街地部分に入らせていただくというふうなことを20年度、とにかく形にしたいというふうな考え方で事業として認めていただいたものでございます。

内容といたしまして、今想定をしているものにつきましては、桜の時期からアヤメの時期までに市内の商店街、あるいは商店街の方と町内会といたしまししょうか、まちの団体の方が協力しながら観光客を楽しませていただけるような事業を考えていただくというふうなことで、その事業費を補助するものでございます。積算といたしましては、会場費、看板等、それから新聞の折り込み、あるいは印刷費、それからパフォーマンスといたしまししょうか、そういった何か事業に協力をしていただく謝礼等を含めまして、1事業15万円というふうなことで3事業を考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 すると、桜、ツツジ、アヤメなどについては今言っていた、例えば商店街の団体の方に15万円ずつ補助をして、その団体が独自に企画してもらおうというふうになるんですか。それとも、事務局的には、商工観光課がやって、例えば看板つくったり会場つくったりというふうな段取りをしていくというふうになるんでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 基本的には、これまで商店街の方でいろいろ取り組んでこられた経験といいますか、実績がございます。そういったふうなものを踏まえまして、プラスアルファをしていただくというふうな流れになるだろうというふうに考えてございます。ただ、商店街と町内会という形で一つの実行委員会というふうな形になるのでないかというふうに考えてございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 78ページの小規模事業所創業支援補助金300万円があります。この説明では、19年度交付実績として151万6,000円だというふうに書いてありますね、2件の中で、この部分の計算としてはどういうふうに補助を出してるかですけども、取得面積というふうに書いてありますね。単位面積あたりの単価というのは、そういう掛け算式、何かあると思うんですけども、そこはどういうふうになってますでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

協議会の際の資料というのは、2月時点でございましたんですが、その後、申請がございまして、240万円ぐらいが今の状況でございます。

それから、積算の方式でございますが、基本的には、1,000平米以下の取得面積というふうなことで考えてございます。購入価格といいま

しょうか、購入代金の約4分の1を補助するというふうなことで考えてございます。この4分の1につきましては、県内の他市町村の状況等を見ながら設定をさせていただいたものでございまして、1事業者、1申請者につきまして100万円を上限とさせていただいております。上限100万円で、20年度につきましては今年度の実績を見ながら3事業所というふうなことで積算をさせていただいたところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 いや、ですから1,000平米以下はわかりました。1事業所でもどこに持つかによって地価も違いますね。すると、計算式としては、100万円というのは1,000平米以下ですから、単価はどういうふうに計算するんでしょうかというふうに言ってるんで、その部分について検討なさっていますか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

単価といいますか、坪4万円程度というふうなことを想定をさせていただいております。

○大道寺 信委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 80ページ、建設課長、お願いします。除雪委託料、除雪作業でありますけども、ことしの冬の積雪量を5センチ上げたわけですけども、それに伴っての除雪体制の評価というか反省点というか、そういったことは市民等々から何かありましたでしょうか。

○大道寺 信委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

ことしの除雪計画では、10センチから15センチということで、主に降雪の仕方ということで、平地、それから山沿いの地区ということでいろいろパターンが違ってございました。特に主だったところでは、大きな違いはなかったんですが、2月の途中から吹雪まじりの降雪が3回から4回ほどありまして、特に平地ではよく感じられなかった部分で山沿いなり、それから防風

が、吹きさらしのとこですね、その部分にやっぱり積雪があって、それで苦情をいただいたということはありましたが、大体全般的な降雪の中では大きなものはございませんでした。ただ、実際的に出動するというふうな部分では、パトロールをさせているわけですが、経費の関係上、1時から3時の間にパトロールをさせまして、それで判断をして除雪車を出してるといことで、今回やっぱり朝方4時、5時から降ったということもあって、そういう部分でも、例えば通勤時は車の場合はさほど支障がないんですが、歩道部の除雪が結局子供さんたちが通学なさる時間帯、7時から8時の時間帯に結局その部分に対応が二、三度できなくて、その際にいろいろとお話があったというようなことがございましたが、大きなところではそのようなところがございます。

○大道寺 信委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 日ごろの努力は私も認めるところでございますけども、やはり天気は相手ですから、これは一長一短というようなことにはいかないと思いますけども、やはり有効な除雪というのはあると思うんですね。だからことしあたりは例年から見ると雑だったのかなというふうに私ちょっと思います。予算的なもの問題もありますし、体制的なものもあると思いますけども、同じ予算の中で除雪するにはやはり有効な除雪というものを心がけていただきたいなど、市民の要望に対しては100%こたえていくというようなことにはならないかもしれないが、やはり晴れ間を見たときに、市民から「お願いします」というようなことがあれば即対応していただくということがやはり100%に近いところに行くんじゃないかなと私思いますので、ひとつ21年度はこの20年度を教訓としまして市民の立場になって除雪体制をとってほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えをいたします。

安部委員おっしゃいましたように、ことし晴れ間があって、ご要望がいろいろザケてきたという部分で、確かに先ほどの答弁の中で含ませてはいただかなかったのここでお答えをさせていただきますが、昨年のシーズン、平成18年度シーズンは、日中の気温が真冬日になったのは一度もなかったんです。ことしは真冬日は20日ほどありまして、なかなか下のやっぱりザケがとれなかったというのが非常にやっぱり皆さんにご迷惑をおかけした部分でございました。委員からお話ありました効率性というのは非常に私たちも課題でございまして、このたびのようなやっぱり下のザケがとれないというのが非常に2度、3度手間をかけてしまったという部分がありますし、さらには表面だけとれて、またてかっとなるとまたザケるというふうな繰り返しで、やっぱり何度かその路線だけ、1日に2度か3度出ざるを得ないという事情も確かにございましたので、お天気相手ということもありますが、やっぱり全体的な部分で予算の範囲もございまして、もう少しことしの反省を生かしまして、いろいろとパトロール、それから出動体制、それから幹線道路の、特に今、朝1回しか出てないんです、幹線道路については。しかし、県道などの除雪は2度から3度ということで、そこまでいかないにしても、実際的にことしのようにやっぱり圧雪になってる部分がザケてまた大変になって2度、3度ということを見ると、やっぱり日中のある程度、幹線道路の夕方とか、そういう部分の道路除雪というのも実際的にやっぱり検討に入れないと、効率性ということ考えた場合には必要ではないかというふうな私自身の感想を持っていますので、そこら辺は今後、業者さんでつくられてます除雪協議会の方との今後反省会といいますか、いろいろ情報交換会もございまして、よりよい形の除雪体制というのをさらに20年度シーズン

は進めてまいりたいというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費について、質疑を行います。

87ページから109ページまでであります。

14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 文化生涯学習課長にお聞きします。

107ページ、13節委託料を伺います。これ白山森スキー場、道照寺平スキー場委託料それぞれ200数万円入ってますが、最初にこの積算根拠、これずっと減ってます。この辺どういようなことで今回予算を組み立てるのか、その辺、最初にお聞きします。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

まずもって20年度のスキー場運営については、本年度と同様に道照寺平スキー場については12月末の積雪期から2月のスキー大会終了後までを運行すると、白山森スキー場につきましては、これも今年度同様に年末年始と土日、祝日は日中からナイターまで、あと平日はナイターのみと、ただスキー授業については日中の運行についても対応していくというふうな考え方で予算を組んだところでございます。

○大道寺 信委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 ことしはどのようなわけか雪に恵まれましたので、2月13日にスキー場をやめたということで、かなりその後も利用者から何でとめるんだと、それは文化生涯学習課長もご案内のとおりだと思うんですよ。このままいきますと、ますますスキーの利用客が離れると。ほかのスキー場では逆にスキー客が今、

伸びています。また期限もずっと延ばしているスキー場があります。非常に今回心配だなと思ったんですが、その辺、19年度のそういう話し合いの中でそのような検討はなされなかったですか。このままいきますと、どちらのスキー場も中途半端で、2月13日ですから、一番スキー滑りたい時期だと思うんですよ。ですからもつと何か工夫していかないと、限られた予算の中でもつと工夫が必要だと思うんですが、そこはいかがですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 確かに小関委員おっしゃる部分については私も、特にことは雪が多かったわけですので、感じたところではございます。ただ、現時点で2つのスキー場をより効率的に役割分担をしながら運営していくという大きな課題がございます。そういった中で、2つのスキー場を運営していくにはこれ以外の方法はないというふうに残念ながら考えたところなんです。しかも、行財政改革の中で1カ所のスキー場で間に合うのでないかというふうなことも言われております。ただ、私どもとしては、簡単に1カ所にまとめることは、地元の事情などもございますので、難しいわけですし、19年度、20年度については2カ所でそれぞれの役割分担をきちんと定めながら運営して、21年度から一本化というふうな考え方を進めているところでございます。

○大道寺 信委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 これについては私も総括質疑で話を教育長から聞いてますので、そこは承知しておきますので、ここはそれですとしたいと思います。

その下の14節の借地料98万7,000円、この内訳について、場所なり期間なり単価なり、お知らせ願いたいと思いますが。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 借地料につきまし

+

ては、白山森スキー場のヒュッテの用地とスキー場のゲレンデの部分にかかわります。用地の借地料でございます。面積につきましては、ヒュッテの部分が1,901平米、スキー場の部分につきましては3万2,009平米と1,228平米ですから、ざっと3万3,200平米ほどの用地の借地料でございます。

○大道寺 信委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 単価なり、期間はいつからいつまでですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

ヒュッテの用地の部分については、宅地の部分でございまして、平米65円でございます。スキー場用地については、平米20円でお借りしてる部分と32円でお借りしてる部分がございます。これについては、最初にお借りしたときの地目の差でございます。

+ 失礼しました。期間でございますが、平成21年の3月31日までお借りしております。

○大道寺 信委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 今、この借地料というのは見直しに入ってますよね、どこの借地料も。この辺、やはりかなり、毎年ですからね、これね。90何万円、100万円近い金が毎年借地料ですから、これもちょっと利用されてますからね。ですけれども、この辺の考え方、これどなたですか。財政課長、白山森スキー場の借地料、これ今、見直しに入ってますね、借地料ね、いずれの場所についても。これ今、どのような検討なされてますか。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

借地料につきましては、ご指摘のとおり、近年標準的な借地料もお示しさせていただきながら、極力その標準値に近づけていただけるように、あるいはお返しできるものについてはお返

しするようにということで話をさせてもらっているところです。このスキー場の借地料につきましても同じように検討はいただいていると思っておりますが、あくまでも借地ということがございまして、貸し手側と借り手側ということですから、こちらの一方的なお話だけで交渉が成り立つものでもないというふうに思っていますので、ある程度時間をかけながら少しずつその実態に合ったような金額、こちらの方で示している基準に近い金額でお借りできるように進めていかなければならないと思っております。以上です。

○大道寺 信委員長 11番、大沼 久委員。

○11番 大沼 久委員 89ページ、4目13節委託料、ハザードマップ調査等業務委託料なんです。これは恐らく洪水の危険性のある最上川、置賜野川、置賜白川がはんらんした場合というようなことでつくられるものだと思いますが、近年、私どもの地域を流れている逆川についても大はんらんがしょっちゅう起きてるわけでありまして、この辺、考慮の中に入ってるかどうか、お尋ねをいたします。市民課長。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

今回のハザードマップ調査等業務委託につきましては、1級河川の管理者が事前に浸水想定区域を定めた部分についてハザードマップの調査が入る計画でございます。国土交通省におきましては既に最上川、それから山形県におきましては白川、あと昨年度、山形県の野川について浸水想定区域が定められておりますので、それをもとにハザードマップを作成する計画でございます。なお、逆川については、まだ山形県の方から想定区域の計画等が入っておりませんので、なおあちらの方も入るようにこれから要望申し上げて、そういった計画が出ましたら長井市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○大道寺 信委員長 11番、大沼 久委員。

○11番 大沼 久委員 1級河川でないのか。逆川、1級河川のはずですから、調べてください。

これ、何で最初に言っとかないとだめだと思うのは、長井中学校の南北中学に合併する前に、10年も前に伊佐沢中学校、長井中学校に統合されて、失われた10年になってるのです。学校の沿革に伊佐沢中学さっぱり出てこないのです。南北中学、南中の方に、特に。だから、そういう意味では、市内4中学をなんて書いてあるけれども、既に10年も前に合併した伊佐沢中学校なんてないから、何でもつくる前にきちっとあるべきものを載せていただかないと何か差別になるような気がしてなりませんので、絶対に考慮してほしいと思います。もう一度。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 今ご要望のありました件につきましては県と今後詰めさせていただきまして、できる限りそういった方向で進めさせていただきたいと思います。

(「市のものに入れればいいたろう」の声あり)

○浅野敏明市民課長 そういった調査を含めまして、この額では難しいというふうなこともありまして、その件については、県の管理河川でございますので、今後詰めさせていただきたいというふうに思います。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 101ページ、芸術文化費で、文教の杜指定管理料946万円計上されておりますが、これ指定管理者制度になって初めての項目であります。つまり使用料も全部含めて維持管理すべてこの一本で1年間やっていくというふうなことだと思っておりますが、その場合、使用料はどのぐらい見込まれてこの計画を立てられたのか、教えてください。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 本予算を策定する段階で、私どもなりに平成19年度の予算の積算などを踏まえて予算を組んだわけですが、その使用料収入については、本年度の今までの実績、約55万円ほど12月末までに使用料の実績がございましたので、それより若干下回る50万円の使用料を見込んで予算を策定したところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 この指定管理料一本ですべての経費を賄うと、ただしこの使用料とかあるいは入場料とか、そういったものは市の財政に入れることはないというふうなことの方向でやるわけでありまして、逆にこの946万円ではとても賄えないというふうな事態に立ち至った場合はどのような対策があるんですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 指定管理者制度の中の指定管理料については、追加で経費をお支払いするという事はございません。この範囲の中で運用していただくというふうなことになります。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 それはそのとおりだけど、実際にやって必ずしもそういかなかったという場合に、果たしてそれはその事業を主催した側のポケットマネーで払いなさいと、こういうことか、それとも何か補正といったものがきくものか、その辺。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 大変冷たい言い方になりますが、これは補正というものはないというふうな前提の指定管理料でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 100ページ、図書館長にお伺いたします。

補正予算のときに質疑したときに、私もここ

の数字を引き出しておいたんですが、図書購入費270万2,000円ですね、300万円でも余りちゃんとしたものは買えなかったと、こういうふうに思うんですが、これは例えばこういうことですか。月割りでどれぐらいだとか、あと年間でどれぐらいの冊数を予定しているだとか、あとは主に今年度はどういうジャンルを充実させようかだとか、そういうところの方針があったんでしょうか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 蒲生吉夫委員のご質問にお答えします。

20%シーリングの中の対象だったということで、ここも全体として20%シーリングを実施しまして、その中で、ほかの部分削りに削って、図書購入費の方を手をかけたくなかったんですが、やむなくこの部分を、10%程度になってしまったんですが、そこで調整させていただいて20%シーリングということで、この金額になったところでございます。

○17番 蒲生吉夫委員 もう一つ聞いたべ。一つは、ジャンルを充実させようとしたところがあるんだかないんだか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 ジャンルについては、できるだけ利用者の要望にこたえられるようなこと、それから新聞、雑誌で利用者の少ないものはちょっと休止しようかという方針を考えながら、この270万円という金額で何とか図書の充実をさせたいというふうに思っているところでございます。ジャンルについては、これまでの市立図書館が果たしてきた役割を継続しながら、利用者の声にこたえながら進めていくというのが基本的な考えでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 単純に財政的な面から約10%減らしたということですから、中身としてやっぱり市民の声を聞くというふうに今答え

られていましたけれども、検討委員会は、委託されているその職員と、図書館長含めて職員で検討してどういうものかを検討してるというふうに補正予算のときには答えてましたね。かつて市民の中から何人か選んで検討委員会を持ってたと思うんですよ。もちろん図書館長が今の館長になる前の前の前あたりかな、だと思えます。そういうふうにしてたという人、私も知ってますので、ぜひ市民の中から検討していただくような、どういう本を買ってほしいかということを検討していただくような検討委員会をまた復活させてもらいたいというふうに思うんです。主にやっぱり利用してる人っていうのはよく知ってますから、その人はそのジャンルのところが欲しいわけで、いろんな、例えば幼児雑誌が欲しいとか科学の方の雑誌が欲しいとかいう部分なんかを検討していく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 予算特別委員会でも藤原委員の方からも選書に関しての市民の参加というものを研究するよにということで私が答弁したとおりでございますので、蒲生吉夫委員のおっしゃるような市民の声をいかに反映させるかについて、これから研究して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 104ページの古代の丘資料館館長報酬について、文化生涯学習課長にお聞かせいただきたいと思いますが、この52万8,000円というのは何カ月の雇用で、勤務時間はどのような勤務時間を予定しておられるのかをお聞かせください。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

館長報酬については、月額5万8,600円で、4月から12月までの9カ月間というふうに考え

ております。特別職でございますので、勤務日、何時から何時までというふうなことは特別定めがございませんが、私どもで考えておりますのは、この額は地区公民館長の報酬と同額でございますので、地区公民館長が大体勤務されているくらいの日数、大体3日前後で、できれば土日、休日をその中に入れていただきながら勤務をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 12月まで。私は11月までかなと思っていたんですけども、19年度はここはゼロですから、皆増という、100%増というふうになるわけでありましてけれども、月額7万円ぐらいになるのかなと思っていたんですけども、これは報酬ですから、賃金と違って時間単価どうだなんて全然関係のない話になるわけですが、すると、開館は、条例的には12月まででないですよ。11月というふうになっているんじゃないでしょうか。私ちょっと確認していないですけど、どうですか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 条例、ちょっと私、手元でございますが、これまでも、以前、館長報酬が予算化されておりました時代においても、4月から12月まで館長として勤務いただいて、1月から3月までについては文化生涯学習課の課長なりが館長職ということで任命をさせていただいて、休館とはなっておりますけれども一応館長を置くというふうな体制をとってまいりましたので、それに準じて今回予算化をしたところでございます。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 148ページの特定健康診査の関係で、これは市民課長でしょうか。特定健康診査ということが去年あたりから出てきていて、正式に保険者がするのは平成20年度からというふうになると理解をしています。どうもこの40歳から74歳までというのは私も対象になるわけですけど、血糖とか腹囲とかいろいろあるんですが、2つ以上該当すると具体的な指導を受けなければならなくなるというふうに聞いてるわけですけども、指導というのは具体的にどういうことになる。健康課長ですか、お聞かせをいただきたいと思います。積極的な支援をするのと違う支援があるというふうに聞いてるわけですけども、その中身がどうもよくわからないので、この際お聞きをしたいと思います。

○大道寺 信委員長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 お答えいたします。

特定保健指導と申しまして、まず保健指導の内容には、情報提供というものと、あと動機づけ支援というものと、積極的支援というふうなもの3つに分かれます。情報提供と申しますのは、健診受けられた方全員に対して広く普及活動を行うものでございます。動機づけ支援といえますのは、その健診の項目の内容について階層化されますので、それも具体的にいろんな項目に分かれますので、ちょっと詳細持ってきてませんのでお答えできませんけれども、個別

指導をするか、あとは10人ぐらいのグループ支援をするかということでも違ってきますし、あと経過を1回きりじゃなくて3カ月間様子を見て個別指導をするというものでございます。積極的支援というのは、個別指導、グループ支援もありますが、6カ月後まで経過を追いまして、その方がどのような血液の内容、体の内容を変化できたかというような評価までも含めた内容で指導していくというものでございます。

○**大道寺 信委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 具体的にお聞きしますが、私も85センチ以上ありますから、それとこの項目でいくと血圧130以上ですから、2つ以上で私、積極的支援というふうになるんです、多分。この積極的支援となれば、ずっとこうしなさいとかという指導を6カ月間していただけるということでしょうか。

○**大道寺 信委員長** 船山祐子健康課長。

○**船山祐子健康課長** 腹囲に限りませんので、委員おっしゃられるように、腹囲とプラス血圧、あと高脂血症というふうな3項目ほど重なりますと積極的支援になります。それぞれその方の状況に合わせて、1回いろいろ生活調査をさせていただきまして、日常生活の動向をお聞きしまして、それで20分なり、あと個別指導は10分なりということで、段階を追いながら、メールであったり、あと手紙であったり、あと面接であったりということで、その人の、こちらから一方的な指導じゃございませんで、その人が自分で見直しをして自分で変えられるというふうな、そういうふうな支援をしていくというものでございまして、一方的な指導ではありません。計画をして、実行して、評価をしてということで、PDCAサイクルと同じような内容で、改善されないとそのポイントもいただけないと指導料もいただけないということになります、民間としましては。うちの方では、保健師がおりますので指導料等はいただきませんけれ

ども、民間になりますと、改善されないと指導料もいただけない、減額されるということになります。以上です。

○**大道寺 信委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 大体わかりましたけれども、私、大体標準だと思ってるんですけども、その該当者というのはかなりいるんでないかなと私感じるわけですけども、これ対応って本当に大丈夫なんですか、今の陣容で。私、それがとっても心配なんです。対象者って随分私いると思うんですが、これは国保の方なのでしょけれども、これどれくらい想定をされているのでしょうか。

それともう一つ、後期高齢者の医療制度の負担分とこれかかわってきますよね、この成果によって、保険者が。そこはどのようなふうな制度なのですか。あわせてお聞きをします。

○**大道寺 信委員長** 船山祐子健康課長。

○**船山祐子健康課長** 国民健康保険被保険者の方に対しましては、積極的支援が40名ほど見込んでおります。動機づけ支援が200名、情報提供は全員ということで、平成19年の受診者数の中で国民健康保険の受診者数の方から割り出した数字でございます。

対応につきましては、今のところ、現体制では、初年度ですから頑張って対応していくというふうな方向をとってますけども、これが受診率、これで30%を見込んでの数字でございまして、5年後の目標は65%でございまして、そうなってきますと、体制的には大変かなというふうなことを考えております。ただ、この対象者というのはあくまでも特定健診、特定保健指導というのは健康な方でこれ以上治療に結びつかないように発見するための健診でございまして、治療中の方は除外されますので、もともと対象者の中には含まなくなります。

後期高齢者保険への支援金の関係でございまして、最終的には5年後、平成24年の段階で支

援金が減額になるかどうかというところが決まるということを知っています。以上でございます。

○大道寺 信委員長 そのほかにもありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

○大道寺 信委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

議案第3号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第3号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第4号 平成20年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第4号 平成20年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第5号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第5号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第6号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第6号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終

+

結いたします。

議案第7号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第7号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第8号 平成20年度長井市介護保険特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第8号 平成20年度長井市介護保険特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 福祉事務所長にお伺いしますが、4年後までに療養病床を36万床から20万床に減らすという計画があるわけです。新たに新型老健施設なる構想が出ているわけですが、長井市の場合は、現状でこの療養病床というのは何床あって、それが削減計画の中ではどうなろうとしているのか、もう一つは、その新型老健施設、これは保険事業者が転換をするとかいろいろ方法があるようですけども、そういう計画があるのかどうかお聞かせいただ

きたい。

○大道寺 信委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

療養型、今、公立置賜長井病院もなっております。あと、それから致芳地区の吉川記念病院にもございますが、いずれなくなるのではないかとこのふうにお伺いしております。新しい計画については承知しておりません。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 置賜の中でいえば、例えば川西町にある湖山病院であるとかいうのがあるんだと思うんですが、総体でどれぐらいあって、20万床になるかどうか別ですけども、削減計画がどうかというのは、例えば2次医療圏の中ではどういふのだというような計画みたいなものはないんですか。

○大道寺 信委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

申しわけございませんが、承知しておりません。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 きょうでなくて結構ですから、県全体のやつも含めて、後で資料いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 わかりました。できるだけ資料を集めてお示しするようにいたします。今ちょっとメモ入りましたが……。申しわけございません。後ほどお示しします。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第9号 平成20年度長井市浄化槽特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第9号 平成20年度長井市浄化槽特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第10号 平成20年度長井市 用地特別会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第10号 平成20年度長井市用地特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第11号 平成20年度長井市 後期高齢者医療特別会計予算について の質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第11号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 後期高齢者医療が始まるわけですが、市民課長ですか、この給付の仕

方というのがちょっとよくわからないんです。この4月から診療報酬が改定されるわけですが、それとの関係で、聞くところによると、同じ病気で1カ月の中で何回行ったってあんまり変わらないだとか、これしかいただきませんよとかみたいな制度もあるみたいなんですけども、その辺について、わかる範囲で結構ですからお聞かせをいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えいたします。

医療費につきましては、今までどおり受診ができ、今までどおりの検査もできるというふうに通っておりますので、後期高齢者だけが別個に扱うというようなことは今、私の承知している範囲では、ございません。

○大道寺 信委員長 質問の趣旨と違いますか。

○浅野敏明市民課長 先日、藤原委員の方にもご説明しましたが、今、案として厚労省で検討してる部分がありまして、検査項目をある程度限定するような案が出てますが、まだそこは決定されておられません。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そうすると、私聞きたいのは、診療報酬の改定絡みで、例えば私、高血圧の別に何か病気持ってたという場合、2つの医者にかかっていると、仮に、どちらかを主治医にすれば、その主治医に対して診療報酬は手厚くなりますよね、たしか。それに関連をして、この後期高齢者医療の場合は受診をした際にこういうふうに通常との負担は変わりますよという制度があると思うんですけども、そのところをお聞きしてるんです。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 主治医とそうでない機関の負担の割合でしょうか。

もしよろしければ、今の件について後ほどお示しさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第12号 平成20年度長井市 水道事業会計予算についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第12号 平成20年度長井市水道事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。

ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 水道事業所長にお伺いをしますが、過日、これは産業・建設常任委員会の協議会に「長井市地域水道ビジョン」というのが示されておまして、この中で、水源計画というのがあって、今回の計画では既存の水源を使用するものとしています。既存の水源というのは地下水になるわけですが、「平成22年度に完成する長井ダムからの取水については、平成32年度をめどに行うことにしています」ということがつけ加わっております。これ10年間の計画ですから、平成28年度までなんですけども、32年にダムからの取水というふうにしたというのは何かあるんですか。

○大道寺 信委員長 渡部政明水道事業所長。

○渡部政明水道事業所長 高橋委員のご質問にお答えいたします。

現在のところ、公的資金の繰上償還のとき、全員協議会の中でもご説明申し上げたんですが、水道の経営計画につきまして、公的資金の健全化計画を立てる際に、昨年10月時点だったんですけども、そのとき21年度、水道料金等の

値上げを考えていかなければならないということをご説明申し上げました。それで健全化計画を立てたわけですけれども、今後水道の経営状態を見て水道料金値上げについては検討していかなければならない事項でございますが、現在、清水町の更新事業、3カ年やっております。それが終了した時点でさらに水道の経営なり、また今後の水道事業施設の整備の計画も立て直しまして、そこで見直ししなければならぬと考えております。現在考えているのは、詳しい計画ではございませんので、10年後の32年ごろからというふうな、大変具体性がないわけですが、そういうことでの長井ダムからの水の使用というようなことを現時点で立てるところでありまして、何年か、3年に1回くらいの割合で必ず見直しはしていかなければならないと考えております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういうことでないんですけれども、この計画全体を見ても、例えば1日の最大の給水量などを見たって、今の水源で十分賄えるわけですね。私の考え方というかとらえ方としては、長井ダムからは今、水利権をとろうとしてるわけですけれども、とったとしても、それは使わないということが頭の中にあつたのです。だけど、今回明確に平成32年をめどにというふうに出たものだから、これはやっぱりこの計画も踏まえて、長井ダムから取水をするということも踏まえてこれから進んでいくのかというところがうんと疑問なわけです。そのところについて、いや、これはのせただけだとかなんていう言い方はないわけですが、そこのところの考え方をお聞かせいただきたいんです。

○大道寺 信委員長 渡部政明水道事業所長。

○渡部政明水道事業所長 ご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、給水人口、長井市の行

政区域内の人口も減っておるわけですが、それに伴いまして、給水人口も確かに減っております。使用給水量につきましても年々減っている状況でございます。ただ、地下水は無限にあるわけではございませんので、やっぱり長井ダムの使用権を取得しながら、そこは地下水の汚染等考えられますので、そこはこの計画に記述したところではございまして、今、現時点ではつきり32年から長井ダムからの水を使用するということは言えませんので、計画上させていただいたところでの計画でございます。

○大道寺 信委員長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で平成20年度各会計予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

平成20年度長井市各会計予算案の表決

○大道寺 信委員長 これより各会計予算に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

○大道寺 信委員長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 平成20年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成20年度長井市訪問看

護事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**大道寺 信委員長** 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成20年度長井市介護保険特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**大道寺 信委員長** 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**大道寺 信委員長** 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成20年度長井市用地特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**大道寺 信委員長** 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○**大道寺 信委員長** 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○**大道寺 信委員長** 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉 会

○**大道寺 信委員長** 以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後に、お諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**大道寺 信委員長** ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る24日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時40分 閉会

会議録署名

委 員 長 大道寺 信